

平成29年12月13日

平成29年第12回飯館村議会定例会会議録（第3号）



平成29年第12回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成29年12月13日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成29年12月13日 午前10時00分				
	閉議	平成29年12月13日 午後 2時14分				
応（不応）び 招議員及並 出席議員 出席に欠席 09名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○招 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋和幸		6番 渡邊計		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 北原美樹		書記 庄司伸也	
地方自治法の 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	愛澤伸一	○	住民課長	細川亨	○
	健康福祉課長	齊藤修一	○	復興対策課長	中川喜昭	○
	建設課長	高橋祐一	○	飯野支所長	高橋正文	○
	教育長	中井田榮	○	教育課長	村山宏行	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	農業委員会会長	菅野宗夫	○	農業委員会局長	石井秀徳	○
	選挙管理委員会 委員長	高野京子		選挙管理委員会 書記	愛澤伸一	○
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成29年12月13日(水)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順 5～6番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） ただいまの出席議員8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

前日に引き続き、通告順に順次発言を許します。5番 高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） おはようございます。初の質問ということで大変緊張していますので、失礼な点がありましたらご容赦願います。

それでは、第12回飯館村議会定例会一般質問を行わせていただきます。

質問事項①農林業再開に向けての具体的対応策について。

飯館村を取り巻く農林業再開に向けた環境整備は、双葉8町村と同様、大変厳しい現状下にあると認識いたしております。日本の礎は、これまで農林水産業で成り立ってまいりましたが、飯館村の大半も農林業、葉たばこ、畜産等で発展をしてきたことは言うまでもありません。特に、農林業・畜産については、この約7年間において、土地の疲弊化問題は大変深刻と考えられますし、村内の大部分を占める森林環境の保全についても、重要な問題点であると考えられることから、現在置かれている立場を十二分に考慮して、各諸条件に応じた本村なりの発展の可能性を現実的に見極めて策定されるべきであると考えますが、将来を見据えた取り組み姿勢についてどのように考えるかお聞かせ願いたい。また、今後数千ヘクタールの田畑の未使用が予想されるが、それらをいかに有効活用していくのか、持ち主任せにするのか。将来の飯館村のために必要不可欠な案件だと思われまますので、あわせてお伺いします。

これについての質問内容が答弁資料1-1より、避難の間に放置されていた土地の疲弊化問題は、大変深刻と考えられますし、事故前のような需要と供給が本当に見込めるのか、今後の農業の再生と経営の見通し及び支援策を伺いたい。

1-2未除染の農地を含め、手つかずの森林においては伐採も行われていると聞きましたが、数マイクロシーベルトの線量がある地域での労働者の安全確保の方法とその根拠及び広大な森林の再生方法と管理の仕方を伺いたい。

1-3これからの予想される未使用の農地の荒廃を防ぐための施策を伺う。

1-4村民からの声として、避難生活中的疲労と年齢を重ねたことから、田畑の従事に限界を感じて、土地を買い取ってもらいたいとの意見もいただきましたが、負担軽減のた

め、村として何かしらの対策を講じていく方法はあるのか伺いたい。

次に、新興産業の現実的活性化対応について。

除染を終えても、放射線量の不安は今なお払拭されてはいない中で、生産物に対する風評被害の払拭とふるさと納税もできない現状を打破していくことが村づくりを一步前に進める観点から総合的に考えても最重要課題と思われまゝ。一例として、九州地方のある地域では、夏は30度以上で冬はマイナス10度以下という環境のもと、高級柚子胡椒で利益を上げております。何を言いたいかと申しますと、飯舘牛のブランド化はもとより、今後の農林業就業者の減少、高齢化問題等に直面していく中で、米、畑の作物だけで農産物の生き残りを図るのは帰還人口から考えても非常に厳しく、多彩な産業分野の確立、村のほうでも多方面の視察なり、近代化や機械化等の整合性を図りつつ、必要に応じて村が主導となった新興産業の推進や提案、提言をし、支援、補助を確立した上で、農業、林業だけにとらわれない施策も大切ではないかと思われまゝですが、新しい村づくりのため、再生するだけではなく、創生することにはいかなる見解をお持ちか伺いたい。

これに対する質問ですが、答弁資料2-1より、新興産業の現実的活性化対応について、2-1 基幹産業の再生及び高齢化・就業者減少についての対策を伺いたい。

2-2 これからの多様な産業分野の起業化・企業誘致等による働き場の確保について伺いたい。

次に、今後の財政の健全化について、今現在の飯舘の面では、予算の総体を占める割合が地方交付税が43億5,590万円、県からは20億5,078万円、村税は2億8,886万円、本年度に限っては、予算総額は213億3,500万円とはいえ、依存財源率が65%という現状で、これは、国民の血税であります。賠償という事項も一段落して、交付金を湯水のごとく使用されることから、各方面の村民からは、箱物政治と揶揄されているようですが、来年度から始まる小学校しかり、竣工されたメモリアルホールしかり、年間どれだけの人件費、光熱費、修繕費、維持管理費が考えられ、どのような形で採算が捻出できる計算になるのか、今後の財政政策の繊細な内容を詳しくお聞かせ願いたい。

と申しますのも、私の考えは、在期任期中だけのことを考えるのが仕事ではなく、将来への引継ぎを考えた上で物事の審議決定をしていかなければならないと思う次第です。また今後、どのような事業展開をされるのか、それらに対し、健全な運営管理がなされ、将来引き継ぐ人たちが何の憂いもなく負担遺産にならないのか、村長の見解をお伺いします。

これについての質問ですが、答弁資料3-1より、現状の財政でこれまで建設されてきた建物・施設全般等について、これからの運用によつての費用対効果と、財政的裏づけを伺いたい。

3-2 将来的財政への見通しと現在村民1人当たりの借金の割合が、今後数年でどのように推移していくのかを伺いたい。

次に、現地保管されているフレコンの搬出について。現在、村内に仮置きしてあるフレコンの総数は、230万袋と聞いております。1年間に1万袋を搬出処理しても230年、10万袋にしても23年かかる計算になりますが、帰還宣言がなされたからには緑あふれる飯舘村の自然の風景、外観を早急に取り戻すことを村民の誰もが切望しております。それらを鑑

みて、今後どのような合理的かつ迅速的な処理を図っていくのか、将来の展望をお尋ねしたい。場合によって、本当に20年かかるのであれば、他市町村との極めて重要な連携が必要不可欠になるとともに、現行ルートで搬出した場合、相当な混雑が予想されることから、長泥方面から浪江の新たな道路基盤、環境整備が必要ではないかと思われませんが、最善策をお伺いしたい。

これについての質問ですが、答弁資料4-1より、今後20年かかるとも言われている各地に仮置きしてあるフレコンバックですが、帰還宣言がなされたからには、一日、一年でも早急に本来の飯舘村の景観を取り戻すことが最大の課題と考えます。村としての汚染物処理・運搬の計画と見通しを伺いたい。

次に、村税収入確保の対策について。帰村者に対して高齢者も多く帰村し、本人任せの帰村にさせないためにも、既存の産業以外の仕事のあっせん、優遇措置、一手一手先を見越した対策が村の役割であり、今後、自立した生活を樹立するまでは、村として手を差し伸べるべきであると考えます。このままでは、帰還イコール仕事がない、仕事ないがイコール収入がない、収入がないイコール税収がないという悪循環を生み出していくばかりです。直近的な結果を求めるのは現実的に困難かもしれませんので、長期的にこの点に関して取り組んでいく飯舘村としての姿勢のあり方をお伺いしたい。

この点についての質問ですが、答弁資料5-1より、村税収入を上げるために、村民の収入・所得をふやすことが当然の課題であるが、村としての施策と村民の生活支援についての見解を伺いたい。

最後になりますが、村民の健康管理のあり方について、私の10歳になる娘も、昨年甲状腺に嚢胞が見つかり、今年度に関しては無数にありますとのことで、最大2.1ミリメートルという判断で、姉の3人の子供も毎年嚢胞が見つかり、また、私の知り合いの村民からも、うちの子も嚢胞が見つかったと聞いている状態です。村としては、甲状腺、がん、嚢胞に関して、差別した判断をしているのでしょうか。毎時0.5ないし0.7マイクロシーベルトとモニタリングポストには平均的に表示されていますが、それでも年間1ミリシーベルトを優に超えます。これまで、この問題に対しても取り上げてきたとは思われますが、国の指針20ミリシーベルト、そして、過去の一般質問で年間5ミリシーベルトと答弁されていますが、宅地除染を終えたとはいえ、天候、湿度、風向き、山への出入り等で、人によっては年間5ミリシーベルトを超える場合があることは否定できないと思われませんが、それは自己責任になるのでしょうか。放射線取扱主任者資格を有する私としても、年間1ミリシーベルトは国際基準であり、なぜにそれほどまでに否定をされるのか理解に苦しみます。今、こうしている間にも数千本の放射線が体を貫通し、細胞の破壊がなされている中で、村民の生活の安全を図り、職業の安定を保障し、健康の推進と維持と安心を約束するのが村の務めだと思われします。国の言い分に全て従うのか。来年から帰村する子供たちのためにも、また、村民の心情という点を含めても、真の安心・安全のために、条件、場合によっては、再除染や村として年間1ミリシーベルトを目指す取り組みを考えていないのか、改めてお伺いしたい。

これに対する質問ですが、答弁資料6-1より、現時点での甲状腺検査を受けた村民

(子供たち)の割合と、その判定結果内容の統計について伺いたい。

続いて、6-2、以前に比べて、健康管理の通知や検査などについて、頻度が減少し、本人任せになっているように思われるが、甲状腺・がん・嚢胞を差別化せずに、嚢胞が発見された親のためにも、風化させずに、これまで以上の取り組みを求める。

6-3、村民からは、今日は0.7あったから高かった等の声を聞きます。国の制作に追随するのが各都道府県、市町村ですが、国際基準も無視した何の根拠もない年間20ミリシーベルト(村は5ミリシーベルト)に同意され、見識者でも判断が分かりますが、年間1ミリシーベルトについて(将来的目標)の見解を伺いたい。

以上で質問を終わります。

村長(菅野典雄君) 5番高橋和幸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の農林業再開に向けての具体的対応策について4点ありますが、3番目、4番目をお答えをさせていただきます。

3つ目の、未使用農地の荒廃を防ぐための施策であります。

現在、行政区単位で、農業復興組合による保全管理が実施できていない農地を含めて、作付再開計画の検討を進めていただいているところでございます。

この検討の過程において、土層の改良や排水対策などの条件整備により作付が可能になることが見込まれる農地については、農業基盤の再整備を計画的に進めるということで、将来的に行政区で検討した作付主体が活用していくことになるものと考えておりますが、いわゆる山際の奥まった農地は完全に荒れを防ぐということは困難であるなど考えているところであります。おいおいそこをどうするかという考え方に立たなければならないと思っております。

こういった農地の将来的なあり方については、今後、村の土地計画の見直しや、村農業委員会とも連携をして検討してまいりたいと思っております。

農林業再開の具体的対応の4番目でございます。いわゆる農家の負担軽減のための対策です。

ご質問のとおり、村では6年にわたる避難生活により、多くの村民の方が疲労こんぱい、高齢化、意欲の減退などがあるわけでありまして、みずから震災前の農業を再開することはなかなか難しいのではないかと考える農家も多くなっていることも事実であります。

そのため、飯舘村営農再開ビジョンによりまして、4つのステップに分けて、村内で農にかかわる方法、その支援策を示しているところですが、農業担い手が、震災前に比べて少数に集約されていくことは避けられないものと考えているところであります。

今後村では、行政区ごとの作付再開計画に基づきまして、国の定める「人・農地プラン」や「中山間集落戦略」をつくることによって、農地中間管理事業を活用して、集落における中核担い手や村振興公社への農地集積を図っていくことを検討しています。

なお、農地の中間管理事業を活用することにより、離農者に対しては経営転換協力金が、地域に対しては地域集積協力金が交付されますので、営農を再開する農家のみならず、離農者や集落に対しても一定のメリットが出てくるものと考えているところでございます。

新興産業の現実的活用化対応ということで2項目ありますが、お答えをさせていただきます。

ます。

村の基幹産業である農業再生に向けての支援策ということでは、先にも説明をしておりますが、一方で担い手の高齢化、減少については、復興計画第5版に掲げております「ネットワーク型の村づくり」を進めていくことが大切かなと思っています。

村では、今後、移住、あるいは定住、交流というものを積極的に進めていくこととしているので、農業分野においても、新規参入したい、新規就農、そういうものに力を入れていきたいと思っております。

なお、現在、20代の村民の方が1名、30代の村民1名から、花卉栽培による新規就農の要望が上がっているほか、相馬市在住の30代の方からは、家族ぐるみで村に移住して畜産経営をしたいとの要望をいただくなど、まだ少数でありますものの、村内外の若手業者との協議を進めているところでありますので、今後、こういった取り組みを通じて、広く新規就農、新規参入を募っていききたいと思っております。

働き場の確保であります。

震災以来、村には、県の「原子力被災事業者事業再開等支援補助金」や国の「自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金」などを活用しまして、村内での操業を希望する企業からの問い合わせが数件ございます。

来年度、福島市の刃物づくりの会社が、村内において操業を計画しておりますが、一方で国の補助が受けられず村内での操業を断念したというところもございます。

村としては、村民の雇用促進が今後の村再生に必要なものと考えておりますので、今後も村内での操業を希望する企業とか農業の大きな会社とか、そういう問い合わせについては、しっかり対応してまいりたいと思っております。

課題としては、企業の求人募集に対し、村民の方の就労希望が少ないということであり、それぞれ人員が不足しているということでありまして、雇う側と働く側の雇用のマッチングというものが、やっぱりしっかり図りながら、地元住民の雇用の場の確保にこれから努力をしていかなければならないなと思っております。

フレコンバックの質問がございました。

前にも述べましたように、現在まで、可燃物78万袋、不燃物172万袋、合計250万袋ぐらいあるわけでありまして、そのうち、可燃物のものは炭平減容化施設に運んで燃やすと。それから、不燃物の172万袋のフレコンバックは、2万7,000袋を中間貯蔵施設へ運搬し、現在村には約230袋ぐらいがやっぱりまだ残っているということでもあります。

今後、中間貯蔵施設にできるだけ早く運んでもらうということではありますが、なかなか年次計画の中ではそう簡単ではないと思っています。また、中間貯蔵施設のほうも、場所の確保などがまだまだということでもあります。

平成28年3月に「中間貯蔵施設にかかる当面5年間の見通し」を国が公表しておりまして、平成32年度まで土壌等予想発生量2,200万立方メートルのうち56%程度が中間貯蔵施設に搬入できるという計画を発表しているようでもありますけれども、なかなか大変なものと思います。

ということで、村では、長泥地区において、平成30年度以降、環境省の事業で「環境再

生事業」に取り組むことになりました。

この事業により、村内にある除去土壌の再生利用を図ることから、村内の仮置き場等にあるフレコンバックというのは、かなり早く搬出が進むのではないかと考えているところでもあります。

村としては、村内にフレコンバックがあることが不安だと感じている村民の声も多く聞いておりますので、今後も国に対し、できるだけ早くフレコンバックが運ばれるように要望していきたいと思っておりますし、また、村の中での再生にも力を入れていくことによって、少しでも早くフレコンバックが少なくなるのではないかと考えているところでもあります。

他の質問は、副村長以下担当のほうからお答えをさせていただきます。以上であります。
復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、1の農林業再開の1点目の今後の農業の再生と経営の見通しについてお答えいたします。

村内のほとんどの農地については、環境省直轄除染により、剥ぎ取り、客土、地力回復工事が行われておりますが、除染完了後すぐに作付が再開できる条件が整っていることはまれでありますので、現在19集落の農業復興組合により、草刈り、耕てん等による保全管理、緑肥作物や景観作物の育成による地力回復を進めていただいているところでございます。

また、農業復興組合による活動とは別に、多面的機能支払交付金事業を活用して、協定集落により水路、ため池、農道等の管理を進めていただいているほか、中山間地域等直接支払交付金事業や村単独補助事業を活用して、集落活動に必要なトラクターやバックホーなどの大型機械の導入も進めていただいているところであります。

さらに現在、5年後を見据えての行政区単位の作付再開計画の策定に向けて、集落内での話し合いを鋭意進めていただいております。

なお、ご承知のとおり、震災前の農業の担い手の多くは、6年にわたる避難により、意欲の減退、体力の低下、高齢化が進んでいるため、震災前同様の担い手による同規模の農業の再生を図ることは不可能です。そういった意味では、震災前同様の供給体制の構築は困難でありますし、生産物の供給不足の現状からは、震災前同様の需要を得ることはできないものと考えております。

なお一方で、意欲ある農業者への農地の利用集積を進めることにより、効率的かつ経済的な土地利用を図ることも可能になってきていると考えております。

村としては、ここの農業再開を手厚く支援していくのと併行して、行政区の作付再開計画に基づいた農業基盤の再整備を進めるほか、作付主体・作付品目等を検討しつつ、意欲ある農業経営体の発掘、誘致等も積極的に実施してまいります。

次に、2点目の森林再生方法についてお答えいたします。

現在、村内の林業施業については、空間線量率が毎時2.5マイクロシーベルトを超える山林においては、施業を控えるように林野庁、県から指導をいただいているところです。また、空間線量率が毎時0.5マイクロシーベルトを超える山林からの木材の搬出は原則としてしない、との県の方針があります。このため、現在村が発注する林内作業は、病虫害防除としてのマツクイムシ等により枯れた木の伐採等に限定しているところでございます。

また、林業再開に向けて、現在「ふくしま森林再生計画」を策定中でありますので、この計画の承認が得られれば、村内の民有林、村有林の空間線量率の調査を実施し、森林林業が可能な箇所から順次、地権者同意を進め、必要な間伐、除伐、作業道の整備等を実施していきたいと考えております。

なお、手つかずの森林において、先にも述べましたように、空間線量率が毎時2.5マイクロシーベルトを超える山林においては、施業を控えるよう林野庁、県から指導を受けておりますので、今後、村民に周知を図ってまいります。

続きまして、大きな項目6の健康管理のあり方の3点目、放射線量についてお答えいたします。

おただしのおり、放射線量については、学識者等でいろいろな見解はあるところではありますが、国は国際放射線防護委員会（ICRP）勧告をもとに、年間20ミリシーベルト以下であれば身体への影響はほとんど認められていないとしております。

これに基づき、国の除染計画では、空間線量が年間20ミリシーベルトを超えるところは年間20ミリシーベルト以下に下げ、年間20ミリシーベルト以下のところはより下げる。また、長期目標としては、追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指すということでありました。

これに対し、村としては、具体的な除染目標値を設定して、よりよい除染を求めるために、平成23年度の村復興計画第1版で、年間5ミリシーベルト以下、つまり、時間当たり1マイクロシーベルトになることを村の除染目標値に設定し、この目標値以下になる除染を国に強く求めてきたところであります。

結果として、除染後の空間線量は、おおむね時間当たり1マイクロシーベルト前後までに下がっているところであります。

村としては、国に対し、国の長期目標である追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下を目指すよう、今後も求めてまいりたいと考えております。

私のほうからは以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、3点目の今後の財政の健全化についてお答えをいたします。

まず、1点目の公共施設全体の維持管理経費などについてであります。震災前の平成22年度決算額で約2億円の支出でありました。

復興事業により、道の駅までい館、交流センター、葬儀所、飯野町の復興団地等を整備しておりますが、現在のところ、公共施設全体で2億2,000万円。つまり震災前に比較して2,000万円の増になる見込みであります。

公共施設については、「住民福祉の向上」を設置目的の主としておりまして、利潤の追求を求める施設ではありません。なお、維持管理に当たっては、できるだけ経費の削減に努め、費用対効果を高めるため、さらなる村民の所得や住民福祉の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、減少する収入額への対策として、大火山の太陽光発電、深谷の復興拠点に設置しております太陽光発電、さらには松塚の太陽光発電などの売電収入、あるいは地域貢献のお金などを新たな財源にして維持管理経費に充てまして、できるだけ村財政負担の軽減を

図ってまいります。

次に、2点目の村の借金についてのご質問であります。

平成29年度末の地方債の残高については、約38億7,000万円、村民1人当たりになりますと、およそ64万円ということになります。平成29年度から平成31年度にかけて、村の役場庁舎建設事業や観光拠点整備事業、さらには光ファイバーの整備をしたときに借金をしておりますが、その大型事業の借金の返済が終了するという事になっていまして、平成33年度末の地方債残高は約31億5,000万円、村民1人当たりになりますと約131万円ということになります。

なお、現在、地方債の借り入れについては、元利償還金の70%から80%、70%は過疎債です。80%が辺地債と。ほとんど国のほうで面倒みられる過疎債、辺地債の地方債の借り入れをしておりますので、国で見てもらえる交付税措置を除きますと、平成33年度末では約4億6,000万円ということで、1人当たり19万円ほどの借金になります。

今後もこれらの有利な制度を活用しながら、健全財政に今までも努めてきましたが、引き続き健全財政の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、質問の5点目、村税収入の確保の対策についてのご質問にお答えいたします。

所得向上対策として、まず、村の基幹産業であります農業についてでございます。

発災以降、村では営農再開を希望する村民に対しまして、国県補助事業等を活用し、村内外での営農再開を支援してまいりました。現在、具体的には75%の制度上の補助率に村独自に5%を上乗せし、営農再開者の負担軽減を図るなどして、村の基幹産業である農業に対して手厚い政策を行ってまいりました。

次に、事業所・企業についてでございます。先にご説明しました制度は事業所や企業の再開に関しても同様の取り組みを行っておりますが、特に事業所・企業に対しましては、避難指示区域に指定された直後から、操業を国に認めていただくための交渉を行ったり、避難後も比較的早期に事業所の再開を認めていただいたり、村民の仕事を再開、継続させることで、仕事を失うことによるリスクの軽減にも対策をとってきたところでございます。

また、雇用につきましても継続操業中、また再開した村内事業所・企業等での雇用は継続されておりましたし、コンビニエンスストア仮設店舗や道の駅等の新たな雇用の場の創出や、市場への出荷、あるいは道の駅における直売所等、村民が生産・加工したものの販路の確保にも努めてきたところでございます。

所得の向上に関しましては、県や農協、関係団体と一体となった販路の拡大、風評被害の払拭、企業誘致による雇用の拡大等を今後とも実施してまいります。

一方、村民の生活支援につきましても、買い物、医療、介護、福祉など、今後帰村の状況を踏まえ必要な対策を講じてまいります。

以上でございます。

健康福祉課長（齊藤修一君） 私からは、6点目の村民の健康管理のあり方についてのまず1点目、「現時点での甲状腺検査を受けた村民（子供たち）の割合とその判定結果内容の統

計について」とのご質問にお答えさせていただきます。

村では、平成24年から村独自で甲状腺検査の実施を開始いたしました。県でも2年に1度実施しておりますが、県で実施しない年度におきましても村の単独事業として、継続して検査を実施しているところであります。判定の割合につきましては、年度によりばらつきがありますが、平均して結節や嚢胞を認めないA1判定者が57%、5.1ミリ以下の結節や20ミリ以下の嚢胞を認めるA2判定者が42%、5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ以上の嚢胞を認めるB判定が1%、がんの疑いまたはがんのC判定者は0%となっております。

なお、判定の結果につきましては、おのおの個別に説明をしているところであります。

続きまして、2点目の「健康管理の通知や検査などの頻度の減少と、甲状腺・ガン・嚢胞を差別化せず、嚢胞が発見された親のためにも、風化させずに、これまで以上の取り組みを求める」とのご質問にお答えさせていただきます。

初めに、以前に比べて、健康管理の通知や検査などについて、頻度が減少し、本人任せになっているように思われるがとのことではありますが、昨年までに比べ、村の集団検診と病院などの施設検診の通知等につきましては、対応職員不足の現状のもと、事務の煩雑化と誤送防止のため、外部委託を行いながら一部簡素化し、今まで通知等を複数回に分けてそれぞれに送っていたものを、できるだけ一度に送るような形ということで簡素化ということで現在に至っております。検診の結果により検査・加療等が必要な方につきましては、避難先等への訪問調査などにより直接対応しておりますし、結果の説明及び健康相談については、今まで同様、健康教室などの機会を設けながら、個別に相談指導を行っております。

また、今年度の甲状腺検査につきましては、先ほど申しましたように、村単独で実施する年度となっております。夏休みなどの長い休みの期間に特別枠を設けたり、土曜日の受診機会を設け、村民の受診機会を多くしているところであります。

甲状腺検査の判定基準に従い、次年度検査、精密検査等の説明及び案内をしておりますが、今後につきましても、個別通知及びお知らせ版等での検査の案内を行い、受診率の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

5番（高橋和幸君） 再質問でありますけれども、森林の再生方法についてですが、毎時0.5マイクロシーベルトを超えるというお答えですが、村内の約8割近くが未除染状態で放置されたままですし、全部とは言いませんが、結構な範囲でそれに該当してしまうと考えられます。また、宮城、新潟、四国に持って行って皮をむき10ベクレルになっても飯舘産というだけで出入り禁止になった業者もあると聞いております。これは、自然の半減期を待つのか、それとも何年程度でのなりわいのめどが立つのか、おわかりであればお聞きしたいんですけれども。

復興対策課長（中川喜昭君） 森林施業につきましては、先ほど答弁しまして、再質問の中でありましたように、施業の制限が毎時2.5マイクロシーベルトを超えるところでは施業をしないようにという形になっております。それで、国のほうで、いろいろ航空モニタリング等で村内の線量状況を見ましたところ、放射線物質の濃淡があるようで、割と北部のほ

うが線量が低いという状況で、割と2.5マイクロシーベルト以下のところもあるというような状況を把握しております。

そういう意味で、先ほど答弁しましたように、ふくしま森林再生事業ということで、県の事業ではございますが、これを取り入れるという形で、今計画を策定中でございます。この計画の認可を受けましたら、まずは村内の空間線量を現地に入って調べてみるということで、2.5マイクロシーベルト以下であれば、地権者との同意をとりながら作業に入っていきたいという計画で今進めております。今年、平成29年度が計画策定で、平成30年度から空間線量の測定やら、あとは、やれる場所があれば地権者との協議をして、速くて平成30年の後半から、平成31年からは計画どおりに入っていけるかなと思っているところであります。

それで、あとは県の方針がありまして、山林が0.5マイクロシーベルトを超えるとところにある伐採した材は流通させないことというふうに、県では風評被害対策というふうに私は見ているんですが、いわゆる線量が高い材が出れば、飯舘産ではなくて福島県産材という形で出しますので、森林の状況が0.5マイクロシーベルト以下でなければ流通はだめですよというのがありまして、施業の制限と流通の制限が今、木材関係にはかかっているという状況でございます。

これらについても、測定の結果を見ながら流通等ができるかどうかということですが、一方森林再生、今、伐期を迎えたものがあつたりして、普通なら流通させられるんですが、流通させられないのであれば、やはり切り捨て、間伐とか、そういう対応をせざるを得ないのかなと。あとはチップ化にしながら、作業道をつくったところに敷きならしをすとか、その現場での処理という部分も考えられるかなということで、今、今後このふくしま森林再生事業の中の計画の中で、その辺を検討しているということでもあります。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 1番の農林業再開に向けての具体的対応策について、1-1から1-4までまとめてお伺いします。

1-1から1-4まで、農林業再開に向けての具体的対応策についての4項目の質問だけでも、「いただいております」とか、「不可能」「困難」とか、「考えております」とか、全部で19回使われているんですが、これからのふるさと再生は本当に道のりが険しいとは私も十二分に理解しておりますが、少なからず帰還して頑張っていこうという人もいる中で、また、私が議員の道を選んだのも、飯舘村の将来を明るくものにと考えてのことですが、この返答が抽象的と申しますか、村民任せの返答に聞こえてしまうのはいかがでしょうか。農林業と申しまして、内容はさまざまであり多岐にわたると思われまして、帰還宣言がなされた今、村民に自立を求めることもまた一理と考えます。しかし、まだまだ村民自身の地力は身につけていないでしょうし、回答には発掘、ビジョン、ステップ、一定のメリットなどが記載されておりましたが、一定のコンセプトのもとに答弁されていると思うんですけれども、その内容を詳しくお伺いします。

復興対策課長（中川喜昭君） 営農再開に向けての部分であります。答弁のほうで「いただいている」「考えております」という部分の発言が多かったということではありますが、ま

ず、営農再開においては、やはり農家の方々の意欲がないと、やっぱり補助事業があったとしても進んでいかないのかなと思っております。震災前ですと、補助事業があるから組織を組んで活用してはどうですかと。やはりそれなりの基盤があったものですから、そういう呼びかけに乗ってこられたのかなと思っております。ただ、現状を見ますと、先ほども言いましたように、除染後二、三年が過ぎた中で、水路が詰まったり、イノシシの被害を受けたり、なかなか農業基盤がうまくできていないという部分があります。そういう中で、まずは村内に戻ったらやってみたいという方々が、きのうの答弁でも数多くの方がいるというふうに答弁しておりますが、そういう方々は、戻って自分たちでまずやってみないと。そのために何か支援はないのかということで、現在まで国の交付金、県の補助等を活用しながら、あとはその意欲度、かなりの高率補助になりますから、途中でやめられても困るということもありますので、やはりその辺の考え方などを十二分に話しながら、その方のつくりたいものに対してどういう施設が欲しいのか、機械が欲しいのか、あとはその補助にマッチするような相談をして今までやってきたところでございます。

そういうことで、事業主体は農家自身の方々でありますので、そういう意味ではいただいているというような答弁を出させていただいているところであります。

避難解除になって、これから自分たちの農業に意欲のある方々は自分の考えで進んでおりますが、そのほかの方々をどう誘導していったらいいかということで、昨年、飯館村営農再開ビジョンというものをつくりまして、ステップ1からステップ4までの考え方を誘導できるようなビジョンをつくってきたところであります。まずは、ステップ1で実際戻って農地を守るという方には次のステップに行ってもらおう。あとは、守らないという方については、じゃあどうしましょうかということも考えてもらおう。そういう一応道しるべ的なものをステップ1からステップ4までつくってきて、それらを見て役場のほうに相談に来てほしいということでビジョン的には出しているところでございます。

そんなところで、今現在は、それぞれの地域において、これからの自分たちの農地をどう考えるか、それを考えてもらおうということで5カ年のそれぞれの作付計画をつくってもらっている。その中で自分はもう農業はしないんだというふうにして農地を貸したいとか手放したいとか、そういう方々もいるのかなと思う中では、地域で今度は話し合ってもらえないのかなと。そういうところで今現在進めているということでございます。

以上であります。

5番（高橋和幸君） 質問2の新興産業の現実的活用化対応について、2-2の返答についてなんですけれども、使用できるものは有効に活用していく、これは非常に素晴らしいことと考えます。その面、バイオマス、共同店舗の廃止等、採算が取れないからと中止されてきてしまった案件もある中で、新しい企業誘致、これは必ず必要になってくることだと考えます。商売や物事には、損して得取れという言葉もありますが、行政として、実際に損や赤字は出せません。そのような中で、どのような形で新規企業の参入に対して、具体的にどのような融合を図っていかなければいけないのか、対応がありましたらお伺いします。

村長（菅野典雄君） 企業であれ人であれ、やはり村の人口が少なくなるわけでありますから、そういうものに入っていただくというのは大歓迎であります。ただ、今やはり復興予算が

あるということで、かなりそれを活用すればいいなという企業なり、あるいはいろんな会社があります。その結果、あちこちでそれがただ補助金目的であったり、あるいはほんのちょっとやってやめてしまうというものもあるし、撤退もあるかもしれません。ですから、非常に慎重にしながら、しかしやっぱり、だからといって慎重に慎重を重ねたのでは何にもならないということで、両面からしっかりやっていかなければならないと、こんなふうには思っているところでもあります。

一応、村は、企業立地補助金というもので、かなりの高額補助金をこれまでずっとつくって出してきました。今までは、どちらかという一般的なには村内で企業をやっている方が拡大をする、雇用をふやすということでやってきたわけですが、いかんせん先ほどから質問をいただいているように、雇用がままならない。ほかからは来るけれども、村民は雇用がないと、こういうことでありますので、若干は緩くしてやっているところがあります。

今、村内はそういうような村独自の、あるいは国のものを使ってもらって、村外から来る方にはそういう国の事業ということなんですが、慎重な運営の中でしっかりと対応して、少しでも村の雇用につながれば、あるいは村のこれからの復興につながればと思っているところでもありますので、なお、いろんな形では地元とのしっかりとした合意形成、あるいは議会への報告などをやっていきたいと思っております。

5番(高橋和幸君) 3番の今後の財政の健全化についてのご回答についてなんですけれども、さらなる村民の所得の向上、住民福祉の向上に努めてまいりますとありますが、村内では限られた企業しか操業していない中で、職業の選択もありますし、速やかなる仕事場の確保が急務であります。それについての解決策などの見解をお伺いしたい。

副村長(門馬伸市君) 仕事をする場所は、仕事を選ばなければ結構村の中にあります。菊池製作所、ハヤシ製作所を含めて、商店街も含めて、今従業員が足りなくて公募をかけっぱなしであります。村外から来ている人のほうが逆に今多い企業もあります。ですので、私どもも、雇用の場、仕事がない、仕事がないと言われますが、仕事を選ばなければ、これは当然場所はあるんですね。最近でも、既存企業でなくても、道の駅とか、あるいは新たな事業所を起こしたところなんか公募をかけているんですが、なかなか人が集まらない。これは、いろいろ条件はあると思います。村民の皆さんは避難していますから、通勤距離が長いとかいろいろな問題で、働く環境というのはあるかもしれませんが、毎回お知らせ版等でも公募もかけていますし、仕事がないことはありませんし、高齢者の皆さんも結構仕事を選ばなければこれもあるんです。ですので、新たな企業誘致というのも大切だと思いますが、私は、今村で頑張っている企業なり事業所を撤退しないでここで頑張れる環境をつくるというのが、当面大切だなということで、企業立地の補助金の要綱なんかもあるんですが、それらも使えるんですね。ですから、もとから新たな企業を引っ張ってくるというのも大切なんです。私はいま頑張っている企業をできるだけ維持できるようにサポートしていくというのが大切なのかなと思っています。

5番(高橋和幸君) 今の返答に対してですけれども、既存の企業を大切というか、持続させ

ていく。それは大変当たり前というか、素晴らしいことだと思うんですけども、言論の自由があるように職業選択もありまして、村外にいる方でもやっぱり地元で仕事がしたい、でも職業が例えば菊地とかサイトウさんとか林さんとか、限られた職種しかないと思うんですけども、やっぱりその人その人に合った職業、できる仕事があると思うんですけども、その仕事が村にない場合、じゃあどうしても村外で仕事をしてくださいよという形になるんでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 確かに職業の選択というのは、それぞれやっぱり仕事に対する思いがあって、この仕事をしたいということで、多分そういう方が多いんだと思いますが、必ずしも自分が目的とする仕事につけるといふ方はそうは多くはないんじゃないのかなと思います。ですから、その辺が時間、年数がかかっても自分の好みの職業にといい人もいますね。でも、それだけで職業を選べるということでもありませんので、多分第2、第3の希望の仕事につかざるを得ない人もいますので、それは、できるだけ若者に働いてもらえるような仕事を村に持ってきてもらえないかという、村民の方からもありますので、これからどういう形で、例えばIT企業なんか、別に大きな工場がいらないで、コンピューターの部屋があれば全世界に向けて仕事ができるという企業もありますし、それにみんなつけるかといえどもありませんから、できるだけ若い人がITだけではなくて、若い人が仕事ができるような、そういう職業、企業なんかも、今検討はしているんですが、そう簡単ではないんです。簡単ではないんですが、やっていないということではなくて、これからは魅力ある、若い人たちが戻ってきて勤められるような仕事も場も確保していきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 質問事項3の3-1の回答についてなんですけれども、今後の財政の健全化についての回答について、今後将来的に交付金等の減額なども考えられる中で、発電以外の収入の方法がありましたらお伺いします。

副村長（門馬伸市君） まず最初に、質問のときに、任期中にいろいろ箱物をつくったりしてどうなのという質問がありましたが、私はずっと財政に携わってきて思うことは、昭和の合併、平成の合併とありましたが、ずっと一貫して村長が自分の任期中に財政を破綻するような、そういう仕事はずっとしてこなかった。多分やりたいんだと思うんですね、例えば任期中に。でも、財政計画があって、その中で仕事をしていかないと、家庭でも同じですね、入ってくる金がないのに、支出ばかり出していったら家庭が崩壊しますから。それと全く同じで、首長がずっと長年健全財政でやってきていただいた。協力していただいた。よそのほうの事例を言って申しわけないんですが、首長が1期ごとにかかわるところ、私は何回も見てきていますが、そこは完全に財政が破綻しています。無理にその任期中にやらないと次がないという形で、財政計画もへったくれも何もない状況の中でやってきているところは、私も何自治体かそういうのを見てきていますから、私はそういう意味では、首長がなったときに、しっかりと将来のことを考えて財政規律を守ってやってきたというのは、よそに見られない、本当に私は素晴らしいことだなというふうに思っています。ですので、いろいろ財政の浮き沈み、いいときと悪いときがありますけれども、それを乗り越えてきたというのが、やっぱり将来的な見通しに立って財政を運営してきたということだ

と思います。

ですから、皆さん箱物、箱物といいますが、交流センターにしても、消防分署にしても、住宅にしても、前から計画に入っていたことで、震災がなかったらそれが丸々単独でやったり、あるいは借金をしながらその建てかえの工事をしなくてはならなかったんですね。ところが、幸いと言ってはこれまた失礼な話になりますが、震災によって全額ほとんど国のお金で建てかえができたということでもありますから、建物の新たにつくったというのは若干はありますが、ほとんど老朽化して建てかえ時期になっていた建物が結構あったということでもあります。ですので、今度は維持管理経費をできるだけ少なく軽減できるような施策をしていかないと、なかなかこれから建物の維持管理が大変になりますから、その辺は、十分留意していかねばならないと。

あと、財源なんですが、太陽光と一概に言っても、その中身の財源というのはいろいろあるんですね。売電収入の分もありますが、そのほかに固定資産税、あるいは土地の使用料と、あるいは法人税とかいろんなものが絡まって太陽光の恩恵といいますか、出てきます。大火山と深谷と松塚の3つの財源、村に入ってくるお金は、20年間で年間平均すると年1億円ぐらいずつ入ってくるんです。毎年自由に使えるお金ですから。ですから、1億円ですから20年間で20億円入ってくるということですよ。その財源というのは非常に大きいです。それ以外に新たな企業を誘致すれば、またそこに法人税とか固定資産税とかいろいろ入ってきますが、できるだけ入ってくる歳入の確保の中で支出を考えていくということにしないと、支出のほうが多くなれば逆転現象になりますから、必ず、まずは入ってくるお金の中の範囲内で村の行政はやっていくというのを基本に置かないと、一時的に借金をする時期がないことはないんですが、全体的にはそういう形で今財政運営をしていますので、皆さんが心配している部分はそんなに心配することはないという私は怒られませんが、私がそういう会議に行ったときにはそういう話はしているんです。今、村の財政の状況はこういうことですよ。皆さんが心配しているほど箱物で財政が破綻するということはないですよという話はしているんですが、なかなか理解してもらえないものですから。

5番（高橋和幸君） 4番、現在保管されているフレコンバックの搬出についての回答についてですけれども、これを書いた後に発表されたので、ちょっとかぶるんですけども、今後20年と言われていた搬出処理についてですが、新しく発表された再生利用を行うことによって、どの程度の時間の短縮化が図られるのでしょうかということと、この事業は多分数年がかりで行われていくと思うんですけども、それを利用してもし何か農産物をつくった場合に、薄れていた風評被害の妨げになることはないのでしょうかということ、見解をお伺いしたいです。

村長（菅野典雄君） 環境省はどこから計算しているかわかりませんが、福島は、飯舘村に限らず県内にいっぱいあります。また、県外もあります。ということで、とりあえず県内については、大体あと5年ぐらいで60%強運ばれるのではないかと、こんな試算は新聞紙上でありました。しかし、現実には先ほどお話がありましたように、何となく計算をしますと、かなりの年数がかかるのではないかとということでもありますので、きのうもお話

ししたかもしれませんが、各自治体の基礎枠をやっぱり少なくして、飯館村のようなところとか、あるいは非常に多いところとか、できるだけ迷惑施設を入れたようなところは優先して運ぶべきではないかという話は一方でしてきました。できるだけ早くというつもりであります。ただ、あくまでも中間貯蔵を請け負っている2つの町にしろ、あるいは特定の廃棄物を入れている町にしろ、これから何年もそこに入れるということになりますと、その住民の心情を考えれば、そちらが早くやらないから悪いよという話にはやっぱりならないんじゃないか。結構言っている自治体はいっぱいありますが、やはり相手のことも考えてやるというのがお互いさまという考え方が復興のためには大切ではないか。

そういう中で、長泥が全く我々と同じ地域でありながら、一切何もやってもらっていないということでもありますので、そこを何とかしてあげたいというところで、この環境再生事業を入れさせていただくということでもあります。まだはっきりはわかりませんが、まず来春からスタートするということでありまして、今200万個以上ということでもありますけれども、多分かなりの数、半分以下かもしれませんし、半分近くもいわゆる燃やす以外の土壌のところの半分近くぐらいはそこで処理をしていただくということになりますと、かなりスピードアップになるのではないかなという気がします。

ただ、今ご質問の中にあつたように、それを使って、たとえ土盛りをしてつくったとしても、風評被害の再発にならないかという話であります。当然そこでつくられて、はいどろどろという話にはなりません。必ずやっぱり検査は受けますから、何事も考え方は、仮になったときに、じゃあ、そこでどういうふうにするかということも考える一つの方法があるということですね。前もって、なったらどうなんだ、だめじゃないかというだけに考えるだけが全てではないということ。それをやっていると、どんどんどんどんおくれるだけということでもあります。ぜひそういう考え方の中でより安全にやってもら、あるいは使ったものは必ずやっぱり売れるように手だてをやらしてもらわなければならないという形をとっていく、そういう考え方にぜひ村民から選ばれた議員としては考えていただきたいと思っています。

5番（高橋和幸君） 時間も残り少なくなってきましたので、あと4とは、生活支援と健康のあり方と4点ほどお伺いしたい点があるのですが、最後2点だけお伺いさせていただきます。

学校再開に当たって、健康管理をするに当たり、学校にモニタリングは置くとお思いますけれども、仮にモニタリングポストが0.23マイクロシーベルト以上、1マイクロシーベルト以上が測定された場合に、周辺は山に囲まれておりますけれども、そういった場合に再除染などの考えなどはあるのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 少なくとも教育施設、学校の周りは1ミリシーベルト以下にしたいとずっと言ってきましたし、国のほうにもそこだけはやっぱり守ってもらわなければならないよという話をしているところでもあります。

工事に入る前は、公社が請け負って徹底的にやらせていただきましたから、大体0.25ですか、0.23が1ミリシーベルトですから、若干の動きは下がったり上がったりありましたが、そのぐらいのところまで工事を今やっぱりいただいているということでもあります。

なお、もう一度、当然いろんな工事の後どういうふうになるかわかりませんが、少なくとも工事をしたことによってまた下がることではあるなという気がいたします。ただ、今ご質問にありましたように、周辺がやっぱり山ということでもありますから、そこをどういうふうにするかということで、もしどうしてもやっぱりかなり高いということになれば、また国のほうに要望するなり、場合によっては村独自でもやっぱりその周辺はしなきゃならないと思っているところでもあります。

議長（菅野新一君） 和幸君、今の学校周辺の関係については通告外質問です。

5番（高橋和幸君） 最後になりますが、年間1ミリシーベルトの問題に関してですが、この点に関しましては、これまでも数多くの方が議題に上げられ、過去の議事録、一般質問等の答弁を見ましても、回答を得られるのがなかなか厳しい問題と考えていたわけですが、昨日の村長、復興課長の答弁のとおり、その意思あるという大変有意義な返答がなされ、年間1ミリシーベルトの問題に関して、私のマニフェストでもありましたので、前向きな回答に大変満足しております。これを聞いただけでも、私の質問の第一問題が解消されたようにも思われます。

今後、数多くのホットスポットや線量の効果が考えられていくと思いますので、今後も双葉8町村とは違う村長の早期的な決断力と判断力と、なお一層の取り組みを期待しまして、私の質問を終わります。

6番（渡辺 計君） 改めて、おはようございます。

議席番号6番渡辺 計、第12回定例会において一般質問をさせていただきます。

3月末に解除されましてから8カ月余り過ぎましたが、まだ帰還する人は1割にも満たない。なかなかおこなわれているのかなど。それにはどんな問題が関与しているのかなど、いろいろありますけれども、そんな中で、教育委員長、教育長を初め教育課の皆さんが頑張ってください、52名だった希望者が90名に達するといううれしいこともある中、ただ、私が思うに、現在高学年の生徒が多い。低学年が少ない。ですので、これがまた2年、3年、4年と頑張ってください、実績を残していただき、生徒たちがより魅力あるものにしていただきたいなと思っております。

では、質問に入らせていただきます。

まず、第1点に、家屋解体についてであります。

現在、家屋解体は進行中でありまして、環境省の人などと話をしますと、平成30年じゃなく平成31年にもずっと入っていくぐらいにかかる数量であるということで解体が行われておりますが、今回申し込み期限が切れている中で、申し込みの通知、周知がされていない方がどのくらいおられるのかを把握しているのか。そして、その周知が届いていない人たちの中に、解体を希望する人がいらっしゃると思いますが、その人たちをどう対応していくのか伺うものであります。

第2点に、消防団の装備についてであります。

飯館分署を訪ね、消防署長にお話を伺わさせていただいた中で、いろいろ消防団の今後の人員確保やそういうものを話している中で、装備、トランシーバー。要は、昔、私も消防にいたころは本当に伝達式だった。しかし、今の世の中、そういう伝達式でもおかしいで

あろうということで、トランシーバー、そして耐火服。そして、地域の消防の人に聞いたら、ジェットシューターがもう肩口が切れて、担ぐとびしょびしょになるという話も出ましたので、ここにジェットシューター等の耐久性が保たれているのかどうか。そしてまた、今年の春、浪江の山林火災があったように、新聞発表ではさほど線量は高くないという発表だったんですが、実際消火場に行けば灰も舞い上がるし、煙も、その中にも放射性物質が混ざっていると私は思うわけで、少なくとも、あくまで放射線防護をするという意味で、簡易マスク及び防塵眼鏡などを装備すべきと思いますので、どのように考えているのか所見をお伺いいたします。

3番目に、野手上山についてであります。

これは、私の行政区にありまして、震災前は秋になりますと地域でもちをついたり、キノコ汁を振る舞ったりして、簡単なお祭りのことをやって、来賓として村長にも来ていただきましたし、元の県知事の佐藤栄佐久氏、そして故人となられました女性登山家の田部井淳子さんなども来ていただき、毎年秋に登山をしたり、頂上にあるお宮をお参りしたりということをやってきましたが、震災以降、それも6年、7年手つかずの状態にある中で、登山道、震災前にちょっと整備していただいて、余り急なところは階段をつくっていただいたり、ロープの手すりをつけていただいたりしましたが、この10年近くで大分腐敗しているということで、今年300万円ほどの予算をつけていただいたんですが、業者的になかなか見つからない。じゃあ自分たちでやるしかない、行政の皆さんに協力していただいて手入れをしたんですが、表登山道というんですか、正面からはちょっと急勾配過ぎて、じゃあ裏からの参道の草刈り、倒木撤去、そして山林のほうに関しても点検をしたということですが、普通の人はやっぱり正面から登りますので、登山道の整備、そして、野手上山まで行く道路、これは沼平地区から入っていきますと、野手神に入った瞬間に道路が狭くなり、車の交差もしにくいということで、十四、五年ほど前でしょうか、小宮の牧野のほうに行く道路を整備していただいて、現在牧野の入り口でとまっている。この道路をどのように延長していただけるのか。延長すべきであると思いいこの質問をいたしましたので、ご回答をお願いします。

次に、4番目ですが、納税についてであります。

私の調べ上なんですけど、平成25年12月に延滞金を完納し、それが、今年の9月になって、滞納金（延滞利息）があるという事例があったものですが、その詳しい内容を伺うものがあります。そして、これまでどのような対応をしたのか、今後どのような対応をしていくのか、そして、首長である村長はどのような責任をとるのかお伺いします。

次、5番目としまして、生活支援についてであります。

帰還率も上がらず、仮設住宅、みなし仮設を含むものも1年延長された中、まだ今後の生活を決めかねている人もいらっしゃる。そういう中で、現在行われている減税、免税、そして東電の精神的賠償、これは来年の2月で切られますけれども、これらの継続を要望する人も少なくありません。それに関して村長の見解をお伺いいたします。

以上5点についての答弁を求めます。

村長（菅野典雄君） 6番渡辺 計議員のご質問にお答えをさせていただきます。

5点ありますが、1点目と5点目について私からお答えをさせていただきたいと思いません。

家屋解体ということで、希望する者もいるがどう対応するかという質問でございます。家屋解体、環境省の事業で今実施をしているところでありますが、これは、私は、正直言って飯舘村はあるとは思っていませんでした。少なくとも、この事業は基本的には津波で半壊、地震で半壊の事業を充ててもらったわけでありまして。実は、大雪が降ったことによって、あちこち小さな小屋なんか潰れた。そこを環境省に除染どうするんだというところから、どうしようもなくなってこの事業を取り入れたということでありまして。

もう一つ大きなのは、たとえこの事業を津波半壊、地震の半壊をクリアして入れたとしても、蕨平に焼却炉があったからその判断をしてくれたということでありまして。ほかの自治体に持って行って処理をするということはありません。多分相手はストップするということでありまして。

そういうことで、今回解体事業ということで、今1400近くの家帯が4500の建物の解体を実施してもらって、大体60%ぐらいになっているということでありまして。その間、解体の希望は1回目は約2カ月以上の長い期間をもってやっているところでありますし、そこでもなかなかやらなかったということで、その後1回やらせていただいて、またさらにそれでもということで3回ということでありまして。ですから、精いっぱい村としては皆さん方にお伝えをして、この災害にあつて大変な思いをしていますけれども、少なくともそのことによって解体ができるので手を挙げてくださいということで、1回を2回、3回と環境省にお願いをしてやってきているということでありまして。ですから、そういう意味で、これ以上村のほうからお願いもなかなかできない話でありますし、環境省も3回やりましたからということでありまして、ご理解をいただきたいと思つているところであります。

生活支援であります。確かにこういう形になって、大変な生活を村民に強いておりますので、村民は家や土地などの財産に大きな損害を被ったり、先の見えない不安な生活をしているわけでありまして、そこをどうして我々は対応するかということで、村としても議会のご理解をいただきながら税の減免や下水道、あるいは住宅使用料などの公共料金の免除をずっと行ってきたところであります。

現在、個人住民税は減免となっておりますが、今年度減免を終了し、平成30年度から課税することとしております。

それから、個人所有に係る固定資産税につきましては、議会とご相談をさせていただいて、2年間だけは本人の負担を軽減し村のほうで支払うということで、平成32年度まではかからないと。平成33年度から課税しますということにしております。

また、軽自動車税とか、あるいは農耕車に限り減免となっておりますが、こちらは平成32年度から課税ということでありまして。

また、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料については、国や福島県後期高齢者医療広域連合の動向によって、その都度減免終了時期を判断させていただきたいと思つております。

それから、精神的賠償の継続という話もありましたが、この損害賠償は現在、基準がほ

ば固まっております、精神的賠償も村の場合は最長7年分までもう延長いただいております、延長はしないこととなっているということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

今、避難指示が解除され、少しずつではありますが帰村が進む中であって、それぞれが自立を目指していくことが大切であり、今まさにその時期に来ていると思っております。賠償もいつまで続くわけでもございませんし、終了になったときに、やはり自分で自分なりの生活をしていくということを考えていただかなければなりませんので、ずっと賠償に頼った生活では、いつまでも自立ができなくなるということでもあります。

ただ、もちろん高齢者であったり体の不自由な人であったり、その他どうしたらいいかわからないという方も多くいることも事実でありますから、それはまたそれぞれ公のほうでいろいろな支援が必要というふうに思っていますし、もし国がなかなかできないということであれば、程度の問題はありますが、村のほうもそれぞれ考えていかなければならないと思っておりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

なお、自立を目指して頑張っている村民に必要な支援をしっかりと行っていくことがこれからは大切だと思っておりますが、ずっと言っていますように、やっぱり自分でできることは自分でやっていくという、その気持ちを持っていただかないと、幾ら支援してもやっぱりそれは思うに任せないということになりますので、そこをいろいろな形でこれからお話しをしたり、ご指導をしたり、あるいは支援をしたりしていきたいと思っております。

以上であります。

総務課長（愛澤伸一君） 私からは、2点目の消防団の装備についてのご質問にお答えさせていただきます。

従来から村では、消防団活動に必要な装備品や機材は、消防団と協議しながら計画的な配備をしてまいったところでございます。

大震災以降の消防団員は、本年3月末の避難指示解除後も多くは避難先から村への出勤ということで、日常点検が難しい状況にあるため、消防団では、春と秋の検閲の際に機械器具の点検を実施しているところでございます。

ご質問にありましたトランシーバー、耐火服、ジェットシューター等の装備品の中には、装備から30年を超えて使用しているものもあるようでありまして、耐用年数をいずれも超えておりますので、有事の際に装備品や機材が正常に作動し使用ができるよう計画的な更新を図ってまいりたいと考えております。

また、防塵マスク、ゴーグルのご質問でございますが、相馬地方広域消防飯舘分署に確認をしましたところ、本年4月から5月にかけて発生した浪江町の山林火災、このような帰還困難区域内での消火活動に使用したという実績があるということでございます。県の消防保安課でも、この大規模山林火災を受けまして、除染をしていない帰還困難区域での災害に備えて、防護マスクなどの装備面の検討が必要であるとの認識を示しているところでございますので、本村におきましても、帰還困難区域の長泥がありますから、消防団とも協議しながら、今後装備の検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

復興対策課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問3の野手上山についてお答えいたします。

ご質問の野手上山については、うつくしま百名山にも指定されており、ここ近年、野手上山登山に訪れる方が多くなっていることや、小宮行政区のシンボルとしての再生を図りたいと小宮行政区地元から登山道等の草刈り等の実施の要請を受けました。

今年度、小宮行政区の有志の方々に、登山道、遊歩道を中心に草刈りのほか、支障木の伐採・除去等の簡易作業を6月に整備を実施したところでございます。

作業に当たっては、あらかじめ登山道の複数箇所です空間線量を測定し、林野庁の林内作業指針である毎時2.5マイクロシーベルト未満であることを確認した上で、作業を実施したところでございます。

今後の計画であります、登山道の階段や山頂の展望台などの修繕、改修などが必要と聞いておりますので、次年度以降、小宮行政区のご要望をお聞きしながら、どのようなことができるか検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

副村長（門馬伸市君） 私からは、4点目の納税制度についてお答えをいたします。

平成26年2月に納付を受けた際、平成24年1月に納付を受けた税金に対する延滞金が滞納システムに表示されなかったことから確認漏れをしたものであります。これは、滞納システムにおいて年度切りかえを行うと、前年度に本税だけ納入した場合、延滞金が表示されないということでありました。

滞納調査の照会を受けた際に、収納システムで照会したところ、延滞金の未納が判明したために、今回の事例が発生してしまいました。

当事者にご迷惑や不愉快な思いをおかけしたこと、大変申しわけなく、経過を十分説明させていただき謝罪をしてまいりましたが、理解は得られませんでした。

今後も引き続き理解を得るための努力をいたしますが、あわせて同じ過ちを繰り返すことのないよう、しっかりと納税管理をしてまいりたいと思っております。

なお、今回の事例は、コンピューター処理によるシステム上の問題で発生したものであり、今後はコンピューターを過信せず、二重、三重のチェックを行いながら、村民に不信感を持たれることのないよう再発防止に取り組むことが村長としての責任であると考えております。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため休憩いたします。

再開は13時10分からとします。

(午前11時53分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 再開します。

(午後1時10分)

議長（菅野新一君） 6番渡辺 計君。

6番（渡辺 計君） では、これより再質問をします。

家屋解体についてですが、家屋の所有者全員に個別周知はしていないということで、その把握はできていないということなのでありますが、家屋を解体ということなのに、なぜ家屋を持っている人に周知しなかったのか。その辺ちょっと疑問を感じるんですが、その辺はいかがでしょう。

村長（菅野典雄君） 個人個人にということもないわけでは全くないと思いますが、少なくとも村のいろいろな連絡事項で、それぞれ全家庭に配っている。それを1回ではなくて3回もしているわけでありますので、ほぼ全家庭に伝わっていると考えていいのではないかなと思っております。

6番（渡辺 計君） この家屋解体について、私のところに相談しに来た人がいるわけで、その方は、震災以降、親が長期入院をしていた。それで、長期入院の末に、その後は特別養護老人ホームに入った。そういう状況なので、そういう通知とかお知らせが行っても理解できない状態であった。その中で、その息子さんは、遠方に居住しているわけでありまして、年に1度、あるいは2度しか返ってこれない。その帰ってきたときに、家屋解体の話を中心に人から聞いて、うちも壊していただきたいということで、私のところに相談に来たんですけども、実際その人のうちは、今、表にある小屋が道路のほうに倒れていて、軽自動車1台しか通れない状態であるということで、村の草刈り、あるいは除雪を頼まれている業者がどうしようもないということもあって、それはおっこくっていいよと。息子さんに電話をしたら、そういうのを機械でおっこくってくださいと。車やそういう作業に支障を来さないようにしてくださいということが1件ありました。

あと、またもう一件は、震災以前に村を離れていた。しかしながら、固定資産税は納めていた。ただ、これは、大家さんから土地を借りて家を建てていたもので、大家さんのところには通知が行っていて、それで、大家さんのほうは自宅解体が始まった。それで、初めて解体していただけたということを知って、それで大家さんに、じゃあ私のところも一緒に壊していただきたいと言ったら、もう申し込みは終わったということも1件あります。

そして、もう一件は、そもそも身障者でありまして身寄りがない。ただ、いとこにあたる人がそばにいたんですが、その方も震災以降亡くなっていると。そういう方たちがおりまして、これらの人たちにはそういう通知が渡っていないわけですよ。そして、これは私が直接環境省のほうに電話したんですが、環境省のほうもお知らせ版やあるいは新聞、テレビなどで告知したと。しかしながら、テレビ24時間のうちのくらいやったんですかと言いましたところ、環境省の担当が電話をぶちっと切りまして、それで、その当時、現在福島市長である木幡 浩氏が復興局の局長をやっていたので、私は局長に電話をしまして、こういうことなただけけれども、ちょっとお話ししていただけないかと話をしたところ、局長が間をとっていただき、環境省のほうにお話をさせていただいたいて、ちょうど交流センターの開所式のときですが、電話で大変失礼なことをしたと謝りの言葉があった。そして、役場側から、行政側から要請があれば対応しますというお言葉をいただいております。これは、私が直接ではなく、当時の復興局長を通していただきますので間違いありませんので。

それで、村長、さらに、当村は日本で最も美しい村連合に加盟している。そういう村に荒廃家屋や倒壊寸前の家屋があつてよろしいものでしょうか。できれば、環境省が行政からの要請があれば対応すると言つていただいておりますので、これはもう一度環境省とかけ合うべきではないかと私は思うんですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 環境省がどう言っているか確認はまだしていません。する必要はあるのかなとも思いますが、少なくともほとんどの家庭に伝わっていて、今、いろいろな事情、お話は聞きましたけれども、結構やはりお話が上がっているものは、いわゆる隣が壊したのを見て、ああやっぱりというような人も結構いるんです。ですから、やはり自己それぞれ、村としては精いっぱい何回も連絡をしている中で、少なくとも1700世帯のうち、村営住宅と長泥を抜きますと1400世帯ぐらいです。ほぼ1400世帯が手を挙げて、今、やめたという方もいますけれども、ということですから、ほとんど伝わっているということでありますから、ぜひそういう意味でご理解をいただくしかないというふうに思っております。

6番（渡辺 計君） 今、村長は、大体通知が届いているようなことを言っていますが、実際通知が届いていない。そういうことが周知されていない人たちのことを私は言っているんです。周知されて、3回も申し込みがあつた中でしなかつた人は、それは仕方ないと思います。でも、そういうことを周知されていない、知らなかつた人をどうするのか。また、特老に入るような状態の人、そういう通知が行つても理解できないような人、それでたまたま息子さんが帰ってきたので、親もそういう状態で家に帰ることはないので壊していただきたい。要は、私が言いたいのは、通知が行っていない人、それを知らなかつた人をどう救うのかと。ここの答弁の中に、東京電力の家屋賠償から自分で解体される人もいいますけれども、家屋解体までお金が回らない人もいるわけですよ。ですから、普通に通知を行つていて、3回あつた申し込みをしなかつた人は、それは確かに村長の言うとおりで。ただし、この通知が行っていない人、初めて知つた人、一人一人に寄り添うと言つて、村長がそれを切ると言うことは、これはあり得ちゃいけないんです。ですから、この通知の行っていない人たちをどういうふうに救い上げるか。環境省が行政から要請があればやりますと言っている中で、ここでばちっと切ると言うことが本当に行政としての仕事なのかどうか、もう一度お答えをお願いします。

村長（菅野典雄君） 3回聞いていながら、私のところはわからなかつたという人との区別をどこでどうしますか。我々行政は、公平・公正をやつぱりある程度やらなければなりませんので、そういう意味で、今回は3回をさせていただきましたので、大変申しわけないんですが、ご理解をいただくしかないということでありまして、その道としては賠償でできるという手もあるということまでは、いろいろ対応しますということでありまして。

6番（渡辺 計君） 村内にいないで村外にいる人で、震災前に村を離れたんですよ。ですから、そういう人たちは、こういうことがあることをわかっていた。確実にわかっているし、特老に入った人は、通知が行つたつて理解できないんですよ。たまたま遠くの息子さんが年に1度、2度帰ってきたときに、そういう話を聞いている。そういう人たちを救わないで、ただ3回通知やつたから、3回申し込みやつたからもうやりません。今の村長の答弁を聞いていると、もうやる気はないんだとしかとれないわけです。確実に連絡、

こういう周知がされていない人、その人をどうやって救っていくかということで私は聞いているんです。しかし、村長のお答えは3回通知したから。通知されていない人をどうしようかということ私は何っているんです。通知された人、3回も申し込みあった中でしなかった人、これは仕方ないです、確かに。ですから、この通知されていない人、あるいは通知されても理解できていない、病院とか特別養護老人ホームに入っていたとか、そういう方々をどうやっていくか。

私は議員になってから、大熊町の議員と懇意にさせていただいているんですが、大熊町、当然のごとく帰宅困難区域で中に入れないう状態です。しかし、家を保持するために、たまに帰ってくると、帰宅困難区域なのに家の中に弁当箱が散らかっている。ということは、要は、誰か知らない人が入って生活している。ただ、それはいいんだけど、問題は、火を出されたときが怖い。誰もいないところで火を出されれば、消火がおくれ延焼になる。特に飯館の場合は、飯館に限らず農村地帯というのは、平らなところは農地に、家は山のほうに押つけて建てる。こういう飯館みたいに寒いところ、今後そういう人たちが入って暖をとって火を出した場合、近所に住んでいる人も少なければ発見もおくれる。そうすれば、山林に近いので、浪江のような大型山林火災にもなりかねない。であるならば、そういうものを防ぐためにも、環境省が行政側の要請があればやると言っているんですから、要請すべきではありませんか。確かに、村長の言うとおりの3回も申し込みをやった。それは通知されている人で、周知されている人です。周知されていない人をどうするか、またその家屋が倒れてきたりしたとき、道路側に倒れたとき、じゃあ誰が片づけるんだと。小宮のコミセンの入る角に2階建ての家で1階がもう吹き抜けみたいになったぼろぼろの家があります。しかし、持ち主はわかるんですよ、近隣の人に聞くと。でも、その人も村内の人ではないので、そういう解体に関してのことは知らないでいるわけなんです。ですから、そういう人たちにもう一度通知を出して、周知をして、どうするのか。環境省がやると言っているならやるべきではないでしょうか。村長、もう一度お答えをお願いします。

村長（菅野典雄君）　ですから、何度も言いますように、私も通知がなかったという話が何件も上がっているわけですから、そこはどこでどういうふうに線引きをするのか、なかなか村としては難しいということになりますので、なお、いろいろ検討はしますけれども、少なくとも何十件も上がっている中で、それが通知が行かないでやったことなのか、行っていないながら申し込んだ人なのか、そこをどうやって振り分けをするのかというのは、そう簡単ではないと思っています。

6番（渡辺 計君）　この、通知とかいろいろ出たことは、環境省が村側から何らかの情報を得て出しているんだと思いますけれども、この家屋所有者全員に行っていないということは、住民票台帳からの情報で通知を出しているのかなと。しかし、固定資産税台帳を見れば、住民票にはない、でも固定資産税の台帳には載っているということは、村内に居住を構えていなかった人なので通知が行っていない。そういうことはわかるわけでしょう。今の村長の話の聞いていると、もうやる気はないんだよと。それしか受けとめようがない。これ以上やっても村長と水かけ論になりますので。ただし、環境省のほうから要請があれば対応すると言ったことは、きちんと受けとめていただきたい。

次、消防団の装備についてお伺いいたします。

今年、消防団の制服を新しくしていただきましたけれども、消防の連絡活動に使うトランシーバー。私がこれを調べましたところ、15年ぐらい前にトランシーバーを分団に配置したと。しかしそれは、非常に小さい子供が遊ぶようなトランシーバーだったと。そこで、飯館分署長とお話ししたところ、今は性能がよくなって大型のトランシーバーがあると。それで、周波数をセットすれば、常備消防が会話しているのも聞き取れますよと。そして、第1、第2機動部、これはポンプ車です。これは、昔から第1、第2機動部は、ポンプ車を預かっているがためにどこに火災があっても走って行きました。私も当時走っていました。それで、結局受信用の無線は免許がなくてもできるわけです。普通に無線で両方お話しするとすると無線の免許が必要ですが、受信用であれば無線の免許は要らない。というのは、私も若いころ、夜中の3時に長泥の火事がありまして、当時のポンプ車は今みたいにドアがついていません。それに乗って行きました。でも、着いた途端ぼやだよと。しかし、これは、受信用の無線があれば途中で帰ることもできるんですよ。それで、分署長の話によりますと、トランシーバーのちょっと性能のいいやつ、あるいは第1、第2機動部のポンプ車であれば、受信用の無線であれば、広域消防のほうにお願いすればつけてくれる可能性はありますというお返事もいただいております。

そして、耐火消火服ですか、あの銀色の。あれなども、地元の分団に聞きますと、確かにいただいていると。しかし、もうほこりだらけになってどこに入っているのかわからないと。そんな話も聞いておりますし、ジェットシューターに関しましては、肩口がもう切れていて、水を背負うたびにびしょびしょになると。このジェットシューターは、リュックサック状態に水が入っていて自転車のポンプみたいなもので水で消すんですが、これは意外と効力があるんです、山火事に関しては。それなので、答弁の中では順次計画的に更新していきたいということですが、これらに関しては早急に、できるだけ早急に装備していただきたい。

そしてまた、山火事の場合、ほこりを吸ったり煙を吸ったり、何でもないところならいいんですけども、少なくとも長泥の帰還困難区域とっておりますけれども、居住制限区域の山林においても、山林は除染されていないんです。そういうところが火事になれば、やっぱり高い放射性濃度がある中で、そういう灰や煙に放射性物質がついているということで、少なくとも放射線防護をするという形で、消防団を守るという形で、これらの早期設置をもう一度検討してもらいたいと思うんですが、計画的な更新と言っていますと、いつまでもかかっちゃうので、この辺、もう一度、早急に設置をお願いしたいと思うんですが、もう一度回答をお願いします。

総務課長（愛澤伸一君） おただしの、消防の備品関係でございます。ご質問がありまして、改めて確認をさせていただきましたが、やはり、いずれの備品につきましても、平成の年代の初期のころに整備したままのものが結構残っているようでございます。昨年から今年にかけて、消防ポンプ車を更新いたしまして、ジェットシューターにつきましても、その際、ポンプ車に各6個ずつ配備をしたということは確認がとれてございます。ただ、その他の備品については、やはり古いままのものが現在も使われているようでございます

ので、そんなに高額なものでもございませんので、年度内にできるものがもしあれば、それも含めて今年度、あるいは来年度くらいの2カ年程度で整備できればと考えてございます。

失礼しました。それから、防護マスクゴーグルの件でございますが、昨年だったと思います。佐須の地区での山火事がございましたが、分署の消防団の方は、その際は防護マスクは着用されなかったようでございます。ただ、やはり消防団員の皆様の中には、それぞれそういう山火事の際の出動に際して、不安感を覚える方もいらっしゃるかなというふうにも思いますので、今後、消防団とも協議をしまして、整備に向けて検討させていただきたいと思っております。

6番（渡辺 計君） 山火事ばかりでなく、除染はしたとはいえ、家屋は100%除染にはなっていないわけで、やっぱりそれらもありますので、そういうことを早急にしていただきたい。

あと、ここには書かなかったんですが、来年、飯野の中学校体育館のほうで出初めをやるということになっているんですが、学校を借りているのが来年の3月まで。再来年から1月の出初めは外でやるのか。昔は、1月の出初めは外でやっていたんですね。私たちのところは、雪がある中で本当に震えながらやっていたわけですけども、その中で、団員の人に、ジャンパーなどはそろっているのと言ったら、持っている人も持っていない人もいろいろあるみたいで、大変でしょうけれども、これらもできますれば新しいものを、制服に合わせたものをつくっていただければと、要望だけ出しておきます。

次、野手上山についてであります。この野手上山、質問のときも言いましたけれども、村長、それから元県知事の佐藤栄佐久さん、今は亡くなられた田部井淳子さんとかいろいろ来ていただいて、秋祭りのことをやっていたわけですけども、頂上の物見台も直す、修繕したいということが書いてありますけれども、本当にいいところなんですよね。物見台の上に上がりますと太平洋が見えますし、第一原発までも見えるところです。

それで、年々、震災直後はいなかったんですが、最近になって登山をする人がふえてきていると。そういう中で、この登山道の整備についてはいい返事をいただいているんですけども、要は、野手上山の麓まで行くのに道路が狭いと。沼平方面から行くと、野手上に入った瞬間から対向車と交差するほどの広さのある場所がほとんどない。そして、15年ほど前に、現在の牧野の入り口まで、これは農道整備の関係で整備していただいたと思うんですが、幅の広い道路をつくっていただいておりますが、そういう道路でないと、今後復興の一点を担う観光ということに関して、道路整備が先じゃないかなと思うわけで。途中まで来た道路、早急にやるということで私の田んぼに土を置かせてくださいということで、もう15年ほど置きっぱなしなんですけれども、休耕地ですから、ずっと置いていただいても構わないんですが、やっぱり今後復興を担うに当たって、そういう新しい道路の整備が必要かなと思っておりますので、登山道のほうじゃなくて、道路整備のほうのお答えをちょっとお願いします。

建設課長（高橋祐一君） 道路整備の計画についてお答えいたします。

現在、登山道に入っていく道路に関しましては、小宮蕨平線の村道になっておりまして、その辺の整備計画については、かなり急勾配の部分もあるために、農道の野手上線という

ことで、小宮側のところから牧野の今の仮置き場のところまでの整備を農道整備で進めてきたところであります。その部分の延長については1900メートルで、残りが約1200メートルの整備計画があります。実は、震災の年、平成23年度にその事業がまた採択されて、継続して工事を進めるという予定になっておりましたが、今回の原発事故に伴ってずっと休んでいたと。今度また再開しますよという県の打ち合わせを現在進めているところであります。ただ、観光的な道路というよりは農道という整備のもとで進めていたものですから、現在仮置き場になっている部分の農地の活用とか、そういう整備計画を新たに立てなくちゃいけないという部分で、若干今すぐに入れられない状況になっているところでありますが、続けてその整備をしていくという方針であります。

6番（渡辺 計君） ことしあたり、何か測量をやった形跡があるわけなんですけれども、できるだけ早くつくっていただければありがたいなと思いますので、よろしく、県のほうと話し合っていただければと思っております。

次、4番目の納税制度について伺います。

答弁によりますと、平成26年2月に納付を受けた際、平成24年1月に納付を受けた税金に対する延滞金が滞納システムに表示されなかったということでありますが、私がいろいろ調べた中では、平成24年1月にまず納税をしたと。そして、そのときの延滞金が残っていると。そして、その方は、平成25年、それから平成26年の1月にわたって、何回かにわたっていろんな滞納金を納めているわけですが、その平成25年、平成26年に納めた滞納金の中では、延滞金も一緒に納められているわけですが、しかしながら、この平成24年1月のものが出てこなかったと。しかし、当事者に言わせると、窓口じゃなく、きっちり机の上で説明を聞いて、あとはありませんといわれたと言っているわけで、これはシステム上の問題、コンピューターの問題と言っておりますけれども、コンピューターが勝手に動くわけじゃなく、人間が入力したものに対して動いているわけでありまして、要は、この平成24年1月の段階のときには入力ミスがあったと、そういう捉え方でよろしいのでしょうか。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問でございますが、入力ミスはありません。このコンピューターシステムには、滞納システムと収納システムという2種類のシステムがございます。これらを入力しまして年度繰越を行った際、滞納システムのほうに反映されなかったということがございます。再度二重、三重のチェックを行えば、この収納システムから発見されるべきものであったということが判明しておりますので、機械に頼らず、しっかりとチェックをやっていかなければならないなということがございます。

6番（渡辺 計君） 今のお話ですと、収納システムと滞納システムがあるということで、当時の担当者及び当時の課長は今退職しておられないわけでありましてけれども、担当者に収納システムと滞納システムの2つがあるんだよということの引き継ぎがなされていなかったのではないかと。2つあるのがわかっていたら、パソコンは自動的に動くわけでありまして、何かそんなところに疑問を感じるわけなんです。そういう引き継ぎ事項などは、当時震災で避難したばかりで、がやがやしているときで大変なときだったんでありましようが、そういう引き継ぎ事項が完璧になされていたのか、あるいは引き継ぎ事項が漏れていたのか、その辺はどうなんでしょうか。

住民課長（細川 亨君） 今言われた部分に関しましては、引き継ぎ事項でございますが、当時の担当、それぞれ担当課長の引き継ぎがどうなされたかということの部分でございますが、想定ではちょっと私もものが言えませんので、ある程度引き継ぎはされたと思っておりますが、このコンピューターシステム、なかなか細かい部分がございます、理解するのなかなか時間がかかるという難点もございまして、そういう部分から、二重、三重のチェックをしなくてはいけなかったのかなというふうに、今、私は担当としてそのように思っております。

以上です。

6番（渡辺 計君） 当時の課長、それからその後2年間、今、公民館長をやっている学習課の課長である藤井課長がやって、その後、今回細川課長になったと。でありますので、現課長の細川課長に対してどうのこうのいうわけではありませんが、要は、普通の一般企業であれば、平成24年1月に払って発覚したのが今年の平成29年の9月、5年以上たっていると。その間、見つけられなかったがための請求書も出せないということでありましょうが、普通の会社であれば、粉飾決算にすべきものであると思うんですが、ただ、地方税法というものがどのように絡んでくるのかという問題がありますが、これは、平成27年の1月に差し押さえ解除になっているんですよね。差し押さえ解除というのは、完納、全納していなければ、差し押さえ解除にはならないと思うんですが、金額は60万円ですが、そういう金額が残っていることがあった上で、差し押さえ解除というのが可能なのかどうか、ちょっとその辺をお伺いいたします。

住民課長（細川 亨君） 今回の場合ですと、本税と延滞金、まず本税のほうからいただいてきたという状況にあります。本税からいただいているということに関しましては、皆さんそれぞれ延滞利息がそこでとまるように、本税からいただいて、最終の納付額が平成26年2月に延滞金が納まったということでございます。そこからまだ5年間という時効は過ぎておりませんので、たとえ差し押さえ解除になったとしても時効にはならないという地方税の解釈でございまして、延滞金は徴収するというところでございます。

6番（渡辺 計君） でもこれは、差し押さえ解除というのは完納しない限りはできないシステムですよね。その中で差し押さえ解除があった。そして5年間気がつかなかった。そして、答弁書の中では、滞納調査の照会を受けて収納システムで照会したところ、延滞金の未納が判明したということですが、これは、当事者が今年の9月にトラクターを買って、その補助を申請に来たと。その申請に来たときに調べて初めてわかったと。ということは、この人がもし申請がなされていなければ、いまだに見つからなかったということですよ。ですから、5年間の請求がない、差し押さえが解除されている、そして、本人の補助申請があったために見つかった。そして、差し押さえの5年間の猶予ということですけれども、5年間にまた差し押さえ解除がまた差し押さえられるということは、恐らく、私的な判断では、新たに滞納金があったときにそういうものが発生するんであって、もう差し押さえ解除がされている中で後で見つかった、これは行政側の過失ではなからうかと思うわけですが、その辺、差し押さえ解除と5年間の猶予というんですか、その辺をちょっともう少し詳しく説明いただけますか。

住民課長（細川 亨君） 先ほどまで説明した中で、これ以上の詳細な説明というのはなかなかないんでありまして、その経過については当事者に3度ほど行って謝罪もしてまいりましたし、今後も引き続き理解を求めるように謝罪していくということしかありませんので、ご理解願います。

副村長（門馬伸市君） ご質問のように、村の過失といいますか、担当者の最初に納めていただいたときに、確認を延滞金の方まで確認をしなかったというのはずっと引きずってきて、後になって見つかったと、こういうことでありますから、今の当人にとってみれば、役場は何をやっているんだというもったもな話だと思います。その責任の所在といいますか、何代かかわっていますけれども、かわっていたとしても役場はかわりがないわけで、責任は村にあるわけであります。時効の件も、延滞金の減免の話もありますが、5年経過していれば、これは当然村の責任で減免と、延滞金はなしとなりますが、5年未満のケースでありましたので、やむを得ず納めていただかないと、村としては、ミスはミスとして認めながらも、納めていただく義務はあるわけですね。その辺のところを何回となく担当のほうで出向いて説明はしてきましたが、本人にとってみれば、そのとおりにかな心がおさまらないということだと思います。こういうことがあってはならないことではありますので、システムの問題に限らず、税の今の問題に限らず、やはり、できるだけミスは全然ない方がいいわけでありまして、少なくしていく努力というのも、これから全庁的に税に限らず取り組みを強化していきたいと思っておりますので、今の減免のお話は、今の状況の中では特別扱いというのはできませんので、その辺の説得を、ご理解をいただくための努力をこれからも継続して本人と交渉していきたいと思っております。

6番（渡辺 計君） この方が、私の近くに住んでいまして、要は、役場からの電話をもう一切受け付けないという状態になっていまして、私が間に入りまして話し合いの日時的なことも2度ほどやってきましたけれども、60万円の滞納金が残っているのが、平成24年1月に最初に支払ったときの60万円だと。それ以降に支払ったものは全て延滞金も納めていると。ただ、今、行政側の話ですと、平成26年2月に完納されている。そこに行政側は平成26年2月に話を持ってきているわけですがけれども、この滞納の発生した60万円というのは、平成24年1月に発生しているわけですね。そうすると、これはもう5年以上たっているわけなんですけれども、その辺の考え方というのが、行政側と当事者とではとり方が違うということで、私も行政側と当人が合うときに立ち会っていただきたいということで、立ち会っているわけですがけれども、現課長、係長が行って一生懸命頭を下げているわけですがけれども、当人にすれば、現課長、係長の責任ではないので、私は現課長、係長に頭を下げられても、そうですかと納得するわけにはいかないし、頭を下げないでいただきたいということを言っているわけで、これはいずれにしても、その当時の担当者がいたにしても、いなかったにしても、行政側の過失であります。過失度合いがどのくらいになっているかわかりませんが、ただ、これは本人も納得がいかず、それで補助金の申請、トラクターに限らず、今まで出した全ての補助申請を取り下げているわけです。かなり、今現在、頭に血が上ったままの状態が継続していると。そういう中で、本人は窓口で言われてほかの村民の方もおられたと。私は名誉棄損みたいな形もあるし、それから精神的に大分疲れたと。

それで、本人も今このことに関しては、いろいろあちこち調べ回っているわけですが、このままうまく何とか話がおさまってくればいいんですが、裁判になりかねない。向こうが起訴しかねないということもあるわけで、そこで私は、現在、係長、課長が幾ら相手のところに行って頭を下げて、もう今の段階では相手は納得できない状況にあるなと思っているわけです。となれば、行政の長である村長が出向いてお話しすれば、打開策があるのかなという感じで私は見ているんですけども、その辺、村長、いかがでしょう。

村長（菅野典雄君） いろいろ仕事に追われていましたので副村長に行っていたんですが、もし私が行ってご理解をいただく努力でご理解いただけましたら、これからいつでも時間の都合をつけたいと思っております。

6番（渡辺 計君） ぜひ行って、事が大きにならないうちにおさめていただきたいんですが、ただ、本当に頭を下げるだけでおさまるのかどうかというのがありますので、過失ではありますけれども、過失度合いが行政側にかなりあるので、その辺の、今後その60万円に関しての取り扱い、そして説明に来たときは、60万円があることは言ったんですが、今後その60万円をどうするのか。こういう借金の場合は本人に納める意思があれば、極端な話1円でも10円でもいい話ですが、そうもいかないの、できるだけ納めていただきたいと考えておりますけれども、これは生活費もかかってきますので、その上での剰余金というか、余った金で納めていただいていた場合、金額が金額ですので、当人が死亡した場合にこの金額が残っていた場合に、贈与に関してどうなるのかという説明が全然なかったもので、本人もその辺を大分気にしていますので、そういうことも含めて、ぜひ丁寧な説明をして相手からの言い分も聞きながら、1度ではちょっと話をするのが難しいのかな、まとめるのは難しいのかなと思いますけれども、役場からの電話は相手はとりませんで、私のところで私が日時を調整していますので、こういうことは大きにならないうちにやりたいので、私も協力はいたしますので、ぜひできるだけ早急に解決していただきたいなと思っております。

次に、最後になります、生活支援についてであります。

現在、いろんな税制免除を行っていただいているわけでありまして、水道とか住宅使用料、これは、村営住宅の使用料かと思うんですが、こういうものとかそういうものは、戻れば、生活にかかった以上かかっても仕方ないと思われるわけです。そして、ここに、個人所有に係る固定資産税について、私は以前にも質問したと思うんですが、この平成33年度から課税するに当たって、以前聞いたときは固定資産税の基準の見直しをするということを伺って、そして避難中は、村民に言わせれば「固定資産は価値がないだろう、ゼロだろう」という声も聞いているわけですが、平成33年度からの固定資産税の課税に関して、どのような基準の見直しをして震災前の何分の1ぐらいになるのか確認をしたいと思っておりますのでお願いいたします。

副村長（門馬伸市君） 固定資産税は、3年に1回ずつ鑑定評価して見直ししています。今は減免になっていますが、平成33年のときには、多分平成30年か平成31年か、見直しがまたあるはずですが、去年の段階だと、大体震災前の評価の6割ぐらい、上下ありますけれども平均すると6割ぐらいに下がっている。ゼロというのはないので、評価が6割ぐらい

に下がっている。また評価し直しすればまたどうなるかわかりませんが、震災前よりは4割ぐらいは評価が落ちているということでもあります。

課税をする際には、当然、今解体とか、いろいろ土地をよそさまに売ったりとかという人も結構ふえていますから、今解体している方は土地だけは評価されますから、建物はゼロになったとしても土地の評価は残ります。土地が誰かに売買したとなれば、土地も建物も課税はされないとなるんですが、多分、多くの方は、先ほど村長が答弁したように、建物の解体でかなり4500近くの棟数が減っているということになりますと、固定資産の税の収入というのはかなりダウンするというふうに思います。新しく建てている人もいますけれども、そのまま解体だけで終わっているという方もおりますから、村の固定資産税の収入は相当落ちるんじゃないのかなと見ています。評価も下がっていますし。

ですから、平成33年のときの評価がどうなるかわかりませんが、この次の3年に1回の評価の見直しで課税のそれが行くと思いますが、建物の解体をしたところ、あるいは新たに建てたところなんかも相殺して総体的には、当時、震災前は3億円ぐらいが固定資産税だったですかね、それが結構落ちるんじゃないのかなと思っています。

6番（渡辺 計君） 以前に固定資産税について私が質問したときに、副村長のほうから、現状課税にするというお話を伺っているわけですがけれども、要は、田んぼにしてももう放棄状態であれば雑地扱いとか、そういうお話を伺っているんですけども、これは、平成33年からの課税に関しても現状課税をするということでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 普通は登記簿上の土地なり地目なりがあるんですが、実際山だというところが山を造成して宅地になっている場合もありますし、逆に宅地のところに家を壊して畑になっているところもありますから、課税は原則現況で課税するというのが原則なんです。ですから、地目が山だからといって地目どおりに山で課税ということにはならないので、それは全くそのとおりです。現況で。ただ、調査をきちんとしないとこれも現況課税になりませんので、固定資産の現況調査をしながら、今回は特に建物をかなり壊していますから、その辺、各家庭を回って確認。建物の解体の届け出は税務のほうにしますけれども、村としても現況の確認はして歩く必要があるのかなと。もちろん、確認しないで課税はできません。

6番（渡辺 計君） この税制に関して、以前、佐藤八郎議員も質問したときに、じゃあ地目変更ができないかというあれがあったんですが、何か地目変更には簡単にはできないんだというお話もありましたので。ただ、今のお話を聞きますと、山のところが宅地として使っていれば高くなり、宅地のところが雑地状態であれば雑地という、その状況によって上がったたり下がったりと、それでやっていくということなんですけれども、平成33年度からということになりますと、少なくとも半年以上前にはそういう調査が終わっていなければいけないと思うわけですが、この調査、今も大分始まっていると思うんですが、どのあたりから本格的調査をして、どのあたりで調査を終了して平成33年度の課税に対して準備をするのかお聞かせください。

住民課長（細川 亨君） ただいまの質問は、現況課税についてですが、まず、昨年度、今年度と家屋調査に呼ばれております。合計で今230のうち百四、五十は終わっているという

状況でありまして、残りを来年度にやりまして、一筆調査というか、現況調査を来年の終盤からはやりたいと。平成31年度、平成32年度、2年半かけて現況調査をやっていききたいという行程で進めております。

6番（渡辺 計君） 次に、現在、国民健康保険税の医療費一部負担免除をされているわけですが、これらも介護保険料等々含め、いつ打ち切りになるのかははっきりしない中、ただ現在では来年の2月29日ということになっているわけでありまして、それも含め、東電の精神的賠償に関しても来年の2月で終わりということになっておりますけれども、村民の方からは、突然というか、ぶつ切り切られたんでは困ると。徐々に減らしていったソフトランディング的な形で減らしていったらえれば、それなりに準備もできるんじゃないかなという声が聞こえますし、村長も常々いろんな集まりの中で、この復興に関して、解除はマイナス地点からのスタートであるとよく言っておられるわけですが、私も本当にそのとおりでと思います。果たして、じゃあ、ゼロのスタートラインはどこなのか。これはそれぞれいろんな捉え方があって難しいですし、スタートラインに立ったところでゼロでありますし、復興の50%ぐらい行って初めて、自立ができるのかなと、私はこのように思っているわけで、今、飯舘村のエンゲル係数は非常に高くなっているんじゃないかと思うんですけれども、震災前は自分たちでつくった野菜、そして自然からの恵みで山菜、キノコ等そういうものを保存食として漬けておいたり、そういうことをして生活していたわけでありまして、今現在、来年から農業がいろいろあちこちで水稲とかも始まるということですが、まだ来年に限っては全然スタートラインまでついていない状態ではないかと。そして、自然の恵みを得た、あるいは自給自足の生活をしてきた中で地道に生きてきた飯舘村民でありますけれども、これが来年の2月に精神的賠償をぶつと切られるということになりますと、かなり厳しくなる人もいるのではないかと。これは、ソフトランディング的に毎年4分の1ずつ削るようになるのか、その辺はどうなるかわかりませんが、そのような要望を国にしていくべきではないかと私は考えますが、村長のお考えをお聞かせください。

村長（菅野典雄君） 大変な生活をしているというのはもうわかっておりますので、あらゆる手立てをしてソフトランディングしていかなきゃならないなと思っています。その一環として、固定資産税などの延長も村の財源でというものもやっているわけですが、精神的賠償はぶつと切るわけではなくて、もう7年分は前倒してもらっているわけでありまして、やはりそこをどういうふうに使っていくかというときに、使い切って生活ができなくなるという話ではいけないのではないかと考えています。ですから、やはり、計画的にこれから自分でどう自分の人生なり家庭なりをしていくかということを考えた上でやっていただかなければなりませんので、基本的にはやっぱり自立というところを考えていただきながら、ただそれになかなかできない方もやっぱりいますから、本当に数少ないわけでありまして、それも全部各仮設なり何なり、今一生懸命聞き取りをさせていただいて調べておりまして、それぞれの仮設にも何人かは今どうしたらいいかわからないという人がいるということでありまして、これから相談に乗っていききたいと思っていますので、もっともっと大変だから賠償金を賠償金という話は、私はやっぱり村全体の復興を決し

て進める話ではないなと思っていますので、大変な方にはいろいろな対応をこれから必死にやっていますので、ぜひその辺でご理解をいただければと思います。

6番（渡辺 計君） 今、7年分、来年の3月までいただいているということでもありますけれども、このセシウム137が半減期を迎えるまで震災当時から30年かかるわけでありまして。セシウム134は2年で半減期を迎えて6年ですと8分の1、8年たてば16分の1ということで、セシウム134に関してはほとんどなくなります。このセシウム137が今後まだまだ残ると。そして、もとの飯館村の環境に戻るには200年ぐらいかかるのではないかと。山菜においては、ワラビなどは低いんですが、低いといいますが250ベクレルぐらあります。ただし、キノコ、タラノメ、コシアブラ、こういうものに関してはいまだに何千ベクレル、何万ベクレルの数値が残っている。ということは、自立していくにも軍資金は必要でありますし、これまでそういう山菜や自家野菜に頼っていたものがしばらく……しばらくというより私は山菜は早くても50年ぐら、キノコにとっては150年から200年。川魚に関しても今規制がかかっていまして、川魚も50年ぐらいはだめではないかなと私的には思うわけでもありますけれども、そういう中にある場合に、じゃあ7年間で賠償がいいんだと、終わりだと。これに満足している方が何人ぐらおられるでしょうか。確かに村長の言うとおりの、私も知っています。賠償金をばんばん使ってもう底をつき始めている人もいますし、ただ、この5年間、6年間の間に五十三、四で迎えた人は60歳を超えて、定年とかそういうことで職がなくなり、現年金制度によりますと65歳ごろまでもらえないと。そうすると、この5年間をどうしようということを考えながら一生懸命ためている人もおられます。ただ、生活していくにはどうしても自立するにしても、軍資金とかそういうものが必要であり、村長が常々言うように、まだマイナスのスタートだと、マイナスからのスタートだということであれば、これらに関しては要望すべきだと思いますけれども、村長は、このマイナスのスタートがどの時点でゼロスタートと考えていらっしゃるんですか。

村長（菅野典雄君） ゼロからのスタートというのは普通でありますけれども、放射能は、いわゆるゼロに向かってというのは、やっぱりこれから長い大変さがやっぱりあるよという話であります。ですが、それを言ったから長く賠償金なり何なりに頼っていけるという話では全くありませんので、やはり国なり東電なりの制度の中で、どうやっぱりこれから自分たちの人生を組み立てていくかということを考えていただかないと、その人にとっては大変な形になるということではないかなと思いますので、そういう意味からすると、ここでなかなか言えませんが、膨大なお金が入っています。ですから、やはりこのお金が入ったことによって、価値観をやっぱりもとの価値観に戻さないといけないというふうに思っていますので、ぜひそういう形でできるだけやっぱり自立の道をそれぞれ歩んでいただく。ただし、残念ながら世の中には大変な人も弱い人もできない人もいますから、それはそれなりの対応を必死に村としても応援をさせていただいたり、相談に乗らせていただくということでもあります。

以上であります。

6番（渡辺 計君） まだまだ質問は尽きないんですが、もう時間が残り3分ということになってきましたが、このいろんな支援体制、あるいは減免、減税、まだまだ短いという村民

の声も多く聞かれておりますので、村長のところには届いているかどうかわかりませんが、私たち議員のところにはそういう声も届いておりますので、そういう意見があることをご承知いただいて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後2時14分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年12月13日

飯 館 村 議 会 議 長

菅野新一

同 会議録署名議員

高橋和幸

同 会議録署名議員

渡邊計

同 会議録署名議員

佐藤八郎